

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年 4月 17日

横浜市契約事務受任者  
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

中部水再生センターB系No.21送風機用集電装置緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

中区本牧十二天1番1号

3 契約日

令和8年 4月 1日

4 履行日又は履行期間

令和8年 4月 1日から令和8年 10月 30日まで

5 契約金額

¥10,450,000.-（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥950,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

東芝インフラテクノサービス株式会社神奈川支店 支店長 亀井 信宏  
横浜市中区不老町1-1-5

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

B系列水処理施設用の送風機は、No.21、No.22、No.23の計3台で構成されており、安定した水処理を継続するためには、通常2台以上の送風機を稼働させる必要があります。

このうち、No.21送風機については、電動機の集電装置部分が損傷し、運転できない状態となりました。また、No.22送風機は整備工事中であり、工事期間中は運転が不可能な状況です。

このため、健全なNo.23送風機のみでは、安定した水処理に必要な送風機の稼働台数を確保することができず、施設の運転に支障を来すおそれがありました。

そのため、安定した水処理を維持するためには、No.21送風機用電動機の集電装置部分について、速やかに修繕を行い、送風機2台以上の稼働体制を確保する必要がありました。

水処理機能の低下を防止し、市民生活に影響を及ぼさないために緊急性を要するものであり、工期および対応可能な事業者が限られることから、当該設備の構造・仕様を熟知した事業者と契約し、速やかに修繕を実施する必要がありました。

## 8 契約の相手方の選定理由

東芝インフラテクノサービス株式会社は、東芝製送風機用電動機の修繕工事を請け負っており、当該機器に対する知見を有しており、緊急対応が可能であったため契約の相手方として選定しました。

## 9 所管課

下水道河川局下水道施設部中部水再生センター